

官報

号外

昭和二十六年二月二十七日

○第十回参議院會議録第十八号

昭和二十六年二月二十六日(月曜日)午前十時四十六分開議

議事日程 第十七号

昭和二十六年二月二十六日

午前十時開議

第一 水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを電気通信委員会に付託した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等

営業法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特許法の一部を改正する法律案

実用新案法の一部を改正する法律案

案

意匠法の一部を改正する法律案
弁理士法の一部を改正する法律案
商標法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特許法の一部を改正する法律案

実用新案法の一部を改正する法律案

意匠法の一部を改正する法律案

弁理士法の一部を改正する法律案

商標法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

同日本院において採択することを議決した電気事業の再編成に関する諸願外

十件の諸願および電気事業の再編成に関する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

水路業務法の一部を改正する法律案

修正議決報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

通商産業委員会諸願審査報告書第一号同特別報告第一号

通商産業委員会諸願審査報告書第一号同特別報告第一号

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 中井 光次君

決算委員 深川タマエ君

同日議長は、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 深川タマエ君

決算委員 岩本 哲夫君

図書館運営委員 有馬 英二君

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

海上保安庁総務部長 寺田 新六君

海上保安庁警備部長 松野 清秀君

農林大臣官房 富谷 彰介君

農林大臣官房長 田中 三男君

農林大臣官房長 堀見友之助君

同日内閣総理大臣から、海上保安庁総務部長寺田新六君外四名(前掲議長承認の通り)を第十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨二十四日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

遺失物法の一部を改正する法律案(川本末治君外四名提出)

地方行政委員会付託

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律案(玉置信一君外二十六名提出)

運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

国際捕鯨取締條約に加入することについて承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を提出した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案可決報告書

日本国憲法第八條の規定による議決案可決報告書

同日内閣総理大臣から、左記の者を首都建設委員会委員に任命したので首都建設法第五條第二項の規定により本院の同意を求めたい旨の要求書を受領した。

阿部美樹志君

小林 中君

高野 直治君

次田大三郎君

去る十九日死去された議員星一君に対し一昨二十四日左の弔詞を贈った。

参議院ハ議員從五位勳三等星一君ノ長逝ヲ衷悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

議員鈴木文四郎君は本月二十三日逝去されました。誠に痛惜長悼の至りに堪えません。つきましては、同君に對し、院議を以て弔詞を贈ることになし、なお、その弔詞は議長に御一任せられたいと存じます。只今の議長の發議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

官報号外

昭和二十六年二月二十七日

参議院會議録第十八号

議長の報告

會議

故議員鈴木文四郎君に對し弔詞贈呈の件

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、加納金助君から発言を求められました。よつて発言を許します。加納金助君。

〔加納金助君登壇、拍手〕

○加納金助君 只今議長から御報告になりましたように、議員鈴木文四郎君は、去る二十三日に東京大学附属病院で逝去されました。私も同僚といひまして、殊に私は同郷の友人といひまして、誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。ここに同君の生前を回顧し、追悼の意を捧げたいと存する次第であります。

鈴木君は、明治二十三年三月千葉県銚子市に生れ、大正二年東京外国語学校英語科を卒業、朝日新聞社に入社して、ヴェルサイユ会議、ロンドン駐在特派員、或いは国際労働会議、ワシントン軍縮会議の特派員として活躍されました。次いで昇進して、同社の出版局長、常務取締役を歴任いたしました。我々が操縦界に盡されたる功績は誠に多大なものがあつたのであります。終戦後はリーダーズ・ダイジェスト日本支社長として同誌の日本語版編集に盡力なされて、日米文化交流の上に多大の功績を残されたのであります。他面、内閣審議会委員、電気通信審議会委員、国立教育研究所評議員といたしまして、行政方面におきまして

も幾多貢献を残されたのであります。

同君は昨年の参議院議員選挙に全国区から立候補なされ、当選の栄を勝ち得られたのであります。参議院議員といたしましては、文部委員又は法務委員として、豊富な経験と高邁なる識見によりまして、我が国文化面に寄與するところ多大なるものがあつたのであります。

同君は今後政治家としていよいよその真価を発揮すべき時機でありました。今や講和会議の近きありと期待せられます今日、外国に多数の知人を持つ同君を失いましたことは、我が国のために誠に痛惜の至りに堪えません。私どもは同君の御遺志を継ぎまして、以て祖国再建と世界平和に努めることを、故人の英霊に誓ひまして、謹んで哀悼の辞といたしたいと存する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 先ほどの決議に基き、議長において起草いたしました議員鈴木文四郎君に対する弔詞を朗読いたします。

参議院ハ議員鈴木文四郎君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。運輸先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田信次君。

審査報告書

水路業務法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十三日

運輸委員長 植竹 春彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

仁田 竹一 高田 寛

岡田 信次 高木 正夫

松浦 定義 内村 清次

小酒井義男 菊川 孝夫

小泉 秀吉 村上 義一

前田 穰

第四條の二の規定を加える改正規定の前に次のように加える。

第一條中「海上における安全の確保を図る」を「海空交通の安全の確保に寄與する」に改める。

第十九條の改正規定を次のように改める。

第十九條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十條若しくは第二十二條の規定に基き、定置漁業若しくは運輸大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十六條第一項本文の規定に基き、運輸大臣

の指定する漁業の許可をしたときは、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七條から第四十條までの規定に基き漁業権を取り消し又は変更したとき、その他通報した事項を変更したときは、これらの事項について、また同様とする。

一 定置漁業にあつては、定置漁具の位置及び定置の期間。

二 共同漁業又は許可をした漁業にあつては、漁場の区域、敷設漁具の位置及び漁具敷設の期間のうち運輸大臣の指定するもの。

第二十九條第三号の改正規定を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国内航空運送事業の再開に伴い航空図誌に関する保護規定を設けるとともに、航行の安全と漁具の保全とを期するため、漁業権に関する資料入手の手段を講ずること等を規定しようとするものであり、概ね適当な立法と認める。しかし本委員会は航空図誌に関する規定が新たに設けられるに伴い、水路業務法の目的を改める必要があるとともに、漁業権の通報規定に不備な点があり、又海上保安庁長官の許可を受けな

る罰則の適用は妥当でないと認め、これを修正した。

二、事件の利害得失
海空交通の安全の確保に寄與するとともに、漁具の保全を期する利益がある。

三、費用
本法律の施行のために別に費用を要しない。

水路業務法の一部を改正する法律案

水路業務法の一部を改正する法律案

水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

(航空図誌)
第四條の二 この法律において「航空図誌」とは、航空図、航空図及びその他の航空に関する図誌をいふ。

第十九條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基き定置漁業権又は運輸省令で定

める共同漁業権の免許をしたときは、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

一 定置漁業権にあつては、定置漁具の位置及び定置の期間並びにその変更

二 共同漁業権にあつては、漁場の区域及び敷設漁具の位置並びに漁具敷設の期間のうち運輸省令で定めるもの

第二十四條の見出しを次のように改める。

(水路図誌及び航空図誌の保護)

第二十四條中「水路図誌」の下に「又は航空図誌」を、「航海」の下に「又は航空」を加える。

第二十五條第一項中「海図」、「の下に」航空図、」を加える。

第二十九條第三号中「第二十四條」を、「第六條、第二十四條」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔岡田信次君登壇、拍手〕

○岡田信次君 只今議題となりました水路業務法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

先ず本法律案の要点を簡単に申し上げますと、その第一点は、国内航空運送

事業の再開に伴ひまして、戦前通り航空図誌を調製供給する必要があるとして参りましたので、水路図誌同様、航空図誌に関する保護規定を設けることとあります。

第二点は、近時海岸に接近して航行する船舶が、定置漁具や敷設漁具により事故を起し、船舶の航行の安全がそこなわれたり、又漁網等の漁具を破壊する事故が発生いたしておりますので、このような不都合なことを予防するために、都道府県知事に對し、一定事項についての海上保安庁に對する通報を義務付けたこととあります。

第三点は、現行法第六條によりまして、水路測量の実施は海上保安庁の許可を要することになっておりますが、この違反について罰則を附そうとすることとあります。

本委員会の審議におきまして、小泉秀吉委員より次の趣旨の修正案が提出されました。

即ち第一に、航空図誌の調製供給の目的は航空の安全に寄與することであるから、航空図誌に関する規定を水路業務法を設けるに伴つて、海上における安全の確保を図る同法の目的を「海空交通の安全の確保に寄與する」と改めることが妥當であること。

第二に、船舶の航行の安全と漁具の損害予防のために、都道府県知事に對し一定事項の通報を義務付けることは適当な措置であるが、漁業法との関係において原案の当該規定は適切でな

いので、改正の目的を十分達成するよう修正すること。

第三に、原案は、現行法第六條の違反について、即ち海上保安庁の許可を受けずに水路測量を実施した者に對し罰則を適用しようとするものであるが、この種のことは、当局が行政的措置により努力するならば漸次改善せられるものと信ぜられるので、この改正條項は削除することといたしております。

本委員会は慎重審議の結果、原案は修正案通り修正可決すべきものと全会一致を以て議決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤武君) この際、お諮りして決定したいことがございます。

内閣委員長から、行政事務の地方移譲問題及び国会閉会中設置された各種機関の行政運営状況等を実地調査するため、愛知県に河井鑛八君、竹下豐次君を、宮城県に梅津錦一君、松平勇雄

君を、本月二十八日より三月八日までのおち五日間。

通商産業委員長から、競輪法運営の実態と自転車工業の生産実況、及び石油、天然ガスの開発、採掘等、資源開発の実情を実地調査するため、大阪府及び兵庫県に境野清雄君、松本昇君、橋本夫君、結城安次君を、新潟県に小野泰夫君、下條恭兵君、山内早郎君を三月月中旬までのうち五日間。

在外同胞引揚問題に関する特別委員長から、引揚者、留守家族の厚生援護施設及び遺族、傷痍者の福祉施設を実地調査するため、長崎県、熊本県及び鹿児島県に森崎隆君、紅霞みつ君、小酒井義男君を、三月中旬までのうち十日間。

電力問題に関する特別委員長から、電力制限の重要産業に及ぼす影響及び電気事業再編成に関する諸問題を調査するため、三月一日より十五日までのうち、富山県、愛知県、大阪府及び兵庫県に尾山三郎君、岩木哲夫君を八日間、山口県に吉田法晴君、山口県及び福岡県に古池信三君を七日間、高知県及び愛媛県に石原幹市郎君、三輪貞治君を九日間の日程を以て、それら派遣したいとの要求がございました。

これら二十名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤武君) 御異議ないと認め

めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、故議員鈴木文四郎君に對し弔詞贈呈の件

一、故議員鈴木文四郎君に對する追悼の辞

一、日程第一 水路業務法の一部を改正する法律案

一、実地調査のため議員派遣の件

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尙武君

議員 結城 安次君 山川 良一君

山本 勇造君 前田 稔君

早川 慎一君 野田 俊作君

竹下 豐次君 高橋龍太郎君

高田 寛君 高木 正夫君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 高良 とみ君

小宮山常吉君 加藤 正人君

奥 むめお君 岡部 常君

梅原 辰隆君 尾山 三郎君

長島 銀藏君 木村 守江君

上原 正吉君 九鬼紋十郎君

深水 六郎君 加納 金助君

城 義臣君 黒田 英雄君

〔第十八号参照〕

審査報告書

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月九日

文部委員長

堀越 儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大内キヤウ

若木 勝藏

高田なほ子

荒木正三郎

岩間 正男

川村 松助

平岡 市三

加納 金助

成瀬 幡治

和田 博雄

波多野 鼎

矢嶋 三義

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十六年二月十三日に地方公務員法が施行されることにより、地方公務員たる教員で現に地方公共団体の議会の議員を兼ねている者が失格することとなるから、これら議員の残任期間中なおその兼職を認めて既得権を尊重するため、この法案の趣旨は妥当と認めた。

一、事件の利害得失

地方公共団体の自治の運営に支障をきたさない利益がある。

一、費用
この法律の施行には別に費用を要しない。

岩沢 忠恭君 小串 清一君
小杉 繁安君 中川 以良君
伊藤 保平君 赤木 正雄君
松本 昇君 廣瀬興兵衛君
野田 卯一君 大野木秀次郎君
平井 太郎君 安井 謙君
岡田 信次君 愛知 葵一君
滝井治三郎君 深川タマエ君
鈴木 恭一君 川村 松助君
竹中 七郎君 油井賢太郎君
西山 龜七君 堀 末治君
西田 隆男君 左藤 義詮君
林屋龜次郎君 櫻内 辰郎君
一松 定吉君 青山 正一君
金子 洋文君 門田 定藏君
藤原 道子君 若木 勝藏君
三橋八次郎君 原 虎一君
山花 秀雄君 深川榮左エ門君
三輪 貞治君 松永 義雄君
小泉 秀吉君 大隈 信幸君
岩木 哲夫君 羽生 三七君
江田 三郎君 曾根 益君
細川 嘉六君 水橋 康作君
森 八三一君 佐多 忠隆君
小林 亦治君 千田 正君
三浦 辰雄君 松浦 定義君
堀木 鍾三君 内村 清次君
矢嶋 三義君 河崎 ナツ君
上條 愛一君 平林 太一君
国務大臣 運輸大臣 山崎 猛君
政府委員 海上保安庁 須田 晓次君
水路部長

定価 一部 六円五十銭

送料実費

発行所

東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一 印刷 庁
振替東京一九〇〇 官報課